

事 務 連 絡  
平成31年2月15日

各検疫所 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について  
(中国産にんにくの茎のプロシミドン)

標記については、平成31年1月24日付け薬生食輸発0124第1号により検査命令の実施を通知し、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、輸入者に対し自主検査を指導することとしたところである。

今般、登録検査機関における検査命令の受託体制が整ったことから、中国産にんにくの茎及びその加工品について、プロシミドンに係る検査命令を実施するようお願いする。

(参考)

平成31年2月8日現在のプロシミドンに係る検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 新日本検定協会

一般財団法人 日本食品検査

一般社団法人 日本油料検定協会 総合分析センター